



項目	単位	モニタリング井戸						地下水 集水ピット	基準値 <sup>※1</sup>
		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6		
総トリハロメタン	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	—	—	—	—	1

表中の「—」と表記された項目は年間調査計画上、今回は実施していません。

※1本表の基準値について

供用中の処理水等の状況を確認するため、処分場の廃止時に適用される「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)」別表第2の基準を準用(ダイオキシン類を除く)しています。

ダイオキシン類については、基準省令の規定に基づき「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」別表第2の基準を準用しています。

※2 シス体、トランス体の合計値